

浄化槽にも！ 定期健康診断が必要です

法定
検査

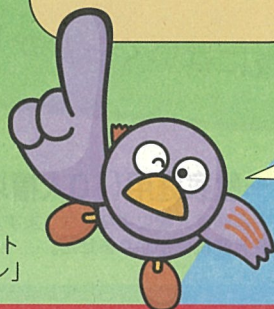


「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいにします。

これが
「浄化槽」

下水道でない
お宅には埋まっ
ているはず！

埼玉県のマスコット
「コバトン」



※下水道かご不明の場
合はお住いの市町村
にお尋ねください。

浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）とあわせて、
年1回の法定検査が必要です。長く浄化槽をお使いいただくため
にもぜひ、受検をお願いします。



法定検査の
お申込みは

埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人
埼玉県環境検査研究協会

☎048-649-5151

埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

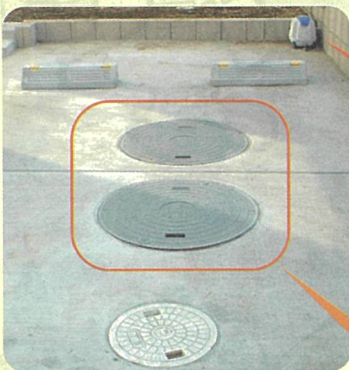
法定検査Q&A

Q

水洗トイレですが、浄化槽なのか下水道なのか分かりません。

A

浄化槽は庭先や駐車場などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲送風機

マンホール

Q

保守点検業者が定期的に点検に来ます。法定検査は必要ないのでしょうか。

A

保守点検は、機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスです。

法定検査は、総合的に浄化槽の健康診断を行い、最終的に排水がきれいになったことを確認する検査で、その結果が行政機関に報告されます。

内容と目的がちがひ、どちらも必要です。

Q

法定検査を受けないとどうなりますか。

A

故障により多額の費用がかかったり、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけることがあります。また、知らないうちに川を汚してしまいます。

県や市町村が改善を命じたり、罰則を適用することもあります。

Q

検査にはいくらがかかりますか。

A

一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。

※金額は人槽により異なります。詳しくはお問い合わせください。
※消費税はかかりません。



桶 川 市
環 境 課

TEL 048-786-3211



彩の国
埼玉県



埼玉県のマスコット「さいたまっち」



環境にやさしい
「植物油インキ」を使用しています

※このチラシは下水道に接続しているお宅にも配布される場合がありますが、ご容赦ください。 27.8

浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

中央環境管理事務所 ☎048-822-5199

環境部水環境課

☎048-830-3083